



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任の届出 (村づくり計画課) 1
- 市営土地改良事業施行の同意 (村づくり計画課) 1
- 民有保安林の指定の予定 (森林緑地課) 2
- 道路の区域の変更 (道路管理課) 2
- 県道の供用の開始 (道路管理課) 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定・2件 (道路管理課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) 3
- 建設業者の許可の取消し (土木企画課) 3

訓 令

- 国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令 (国保・健康増進課) 5
- 国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令 (国保・健康増進課) 5

教育委員会事項

- 指定管理者の指定・2件 5

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 6

告 示

沖縄県告示第28号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり石垣島土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

平成23年 1 月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	中山義隆	石垣市字登野城 2 番地30木田アパート203号

任期 平成22年12月24日から平成24年 3 月31日まで

沖縄県告示第29号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において読み替えて準用する同法第10条第 1 項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成23年 1 月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 宮古島市
- 2 地区名及び事業名

- (1) 地区名 仲原地区
- (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）
- 3 同意年月日 平成23年 1 月18日

沖縄県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成23年 1 月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 南城市佐敷字佐敷与那嶺原882番・字佐敷根堂原1001番（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年 1 月28日から同年 2 月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 390号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字真栄里437番6から 石垣市字大浜495番17まで	13.8m ～ 17.5m	880.0m
新	石垣市字真栄里437番6から 石垣市字大浜495番17まで	13.9m ～ 29.8m	880.0m

沖縄県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年 1 月28日から同年 2 月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 具志川沖縄線
- 2 供用開始の区間 うるま市字具志川981番地先からうるま市字塩屋508番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年 1 月28日

沖縄県告示第33号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成23年1月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇北中城線
- 3 区間 那覇市首里当蔵町1丁目10番1地先から同市首里汀良町1丁目27番3まで

沖縄県告示第34号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成23年1月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 68号線
- 3 区間 豊見城市字我那覇403番から同市字宜保218番1まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年3月13日まで縦覧に供する。

平成23年1月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年1月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人セラピー・ケア・ククル
- 3 代表者の氏名 仲吉直己
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字新川2278番地7
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障がい者、子どもとその保護者、病人、介護従事者等を中心に広く一般市民に対して、タッチセラピーを行い、心身を癒し健康の増進、福祉の増進を図るとともに、タッチセラピーの技術習得に向けた人材育成に関する事業を行うことで、職業能力の開発や雇用機会の拡充に寄与し、地域住民に良好な環境づくりを行い、誰もが安心して生活できる社会を実現することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年1月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
- (2) 商号名 株式会社沖仲建設
- (3) 代表者名 渡慶次真二
- (4) 所在地 浦添市安波茶一丁目24番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第2842号、沖縄県知事 許可（般-22）第2842号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
- (2) 商号名 株式会社幸和
- (3) 代表者名 小渡勝也
- (4) 所在地 中頭郡北谷町字桑江595番地の5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第8322号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
- (2) 商号名 旭産業株式会社
- (3) 代表者名 大城英男
- (4) 所在地 浦添市前田一丁目9番12号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第11279号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
- (2) 商号名 株式会社エムテック
- (3) 代表者名 前田正
- (4) 所在地 浦添市仲間一丁目26番6号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11622号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
- (2) 商号名 有限会社久光建設
- (3) 代表者名 西平久光
- (4) 所在地 浦添市内間四丁目14番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第11489号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年1月5日
- (2) 商号名 株式会社大石
- (3) 代表者名 大見謝肇
- (4) 所在地 豊見城市字我那覇620番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第11241号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年1月14日
- (2) 商号名 株式会社大国建設工業
- (3) 代表者名 玉城聡
- (4) 所在地 名護市宇字茂佐908番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第6064号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業及び電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年 1 月18日
- (2) 商号名 有限会社栄野比興業
- (3) 代表者名 與古田幸信
- (4) 所在地 うるま市字栄野比778番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第5365号、沖縄県知事 許可（般-18）第5365号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成19年 6 月 6 日付けで那覇地方裁判所沖縄支部の破産手続開始の決定により解散した。

訓 令

沖縄県訓令第 2 号

福 祉 保 健 部

国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 1 月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令

国民健康保険指導監査専門医設置規程（平成11年沖縄県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 3 項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 1 月28日から施行する。

沖縄県訓令第 3 号

福 祉 保 健 部

国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 1 月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

国民健康保険医療給付専門指導員設置規程（平成13年沖縄県訓令第87号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 3 項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 1 月28日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第 3 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第 7 条の規定により、沖縄県立石川青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年 1 月28日

沖縄県教育委員会

委員長 中 野 吉 三 郎

1 指定管理者となる団体

共同企業体うないシルバー人材センター

代表者 社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地

一般社団法人南城市シルバー人材センター 南城市玉城字富里167番地
 社団法人糸満市シルバー人材センター 糸満市字兼城471番地の2

2 指定の期間 平成23年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年 1月28日

沖縄県教育委員会
 委員長 中野 吉三郎

- 1 指定管理者となる団体
 共同企業体うないシルバー人材センター
 代表者 社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地
 一般社団法人南城市シルバー人材センター 南城市玉城字富里167番地
 社団法人糸満市シルバー人材センター 糸満市字兼城471番地の2
- 2 指定の期間 平成23年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成23年 1月28日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄市
- 2 事業の種類 中部広域都市計画道路事業3・5・沖5号室川線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
沖縄市室川一丁目	191番3	宅地	宅地	179.00	179.07	47.10	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のH93、K135、K136、H94、H93の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊波安子	沖縄市室川一丁目18番5号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成23年 1月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---